

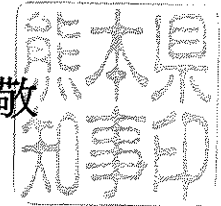
許可番号 第04305004578号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和6年（2024年）12月23日

許可の有効年月日 令和11年（2029年）12月19日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—		○	○
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	—
廃アルカリ	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	—		○	—
紙くず	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
動植物性残さ	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—		○	—
鋳さい	—	—		—	—
がれき類	—	—		—	—
動物のふん尿	—	—		—	—
動物の死体	—	—		—	—
ばいじん	—	—		—	—
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成11年(1999年)12月20日付けで新規許可
- (2) 平成16年(2004年)12月10日付けで更新許可
- (3) 平成17年(2005年)7月21日付けの変更届出により事業の一部廃止(事業区分のうち「積替え及び保管行為を含む」を削除。)
- (4) 平成19年(2007年)7月30日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:伊藤 直彦)
- (5) 平成21年(2009年)12月25日付けで更新許可
- (6) 平成23年(2011年)3月24日付けの変更届出により住所変更(旧住所:東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)
- (7) 平成24年(2012年)8月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:小林 正明)
- (8) 平成27年(2015年)3月3日付けで更新許可
- (9) 平成30年(2018年)8月2日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:田村 修二)
- (10) 令和元年(2019年)12月23日付けで更新許可
- (11) 令和4年(2022年)8月3日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:眞貝 康一)
- (12) 令和6年(2024年)12月23日付けで更新許可
- (13) 令和7年(2025年)8月4日付けの変更届出により住所変更(旧住所:東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考